

## ○ 乗船履歴による海技免状の限定解除申請

船舶職員として一定の乗船履歴に満たない場合、海技免状に限定が付き、通常より配乗の範囲が狭くなります。

限定解除に必要な乗船履歴を満たした場合、限定解除申請により限定が解除されます。必要な書類は以下の通りです。

( 必要書類 )

- 1. 海技免許限定解除(変更)申請書** ※運輸局等の窓口で配付。
- 2. 手数料納付書(第26号様式)** ※運輸局等の窓口で配付。  
1,300円の収入印紙貼付。
- 3. 海技免状用写真票(第9号様式)** ※運輸局等の窓口で配付。  
写真1枚(サイズ縦3cm×横2.4cm ※縦3cm×横3cmでも可、無帽、無背景)貼付。
- 4. 船員手帳など(乗船履歴の証明)**
- 5. 乗船履歴表** ※運輸局等の窓口で配付。

(注意事項)

- ・ 限定解除に必要な乗船履歴については、四国運輸局又は管内の運輸支局・海事事務所にお問い合わせください。